

目指す取組です。国土交通省では、かわまちづくりを促進するため、平成21年度に「かわまちづくり」支援制度を創設し、河川管理者がハード・ソフト面で支援を行っています（別紙1、2）。

（令和5年度末時点で264地区の「かわまちづくり計画」を登録済）

### 《 今年度からの変更点 》

今年度から新規登録する「かわまちづくり」から、自然環境の保全・創出に資する区域を整備する「自然再生」の実施が可能となりました。水辺整備と自然再生を一体的に取り組めるようにしたことで、賑わいと河川環境の創出を図ります。更に、安全な河川利用に向けた取組を計画に定めることで、こどもが安全に自然に触れられる「かわまちづくり」を促進します。

### 《 申請概要 》

1. 申請受付締切：令和6年6月21日（金） 17：00必着
2. 申請方法：申請様式を、申請地区所管の地方整備局等専用窓口へ提出